

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ハローズ			コード	2742
提出日	2025/5/14	異動（予定）日	2025/5/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤井義則	社外取締役	○										△					有
2	池田千明	社外取締役	○													○		有
3	尾崎和正	社外取締役	○							△								有
4	岡本均	社外取締役	○							△								有
5	杉山慎策	社外取締役	○													○	新任	有
6	富山栄子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤井義則氏は過去において、当社と取引関係にある公認会計士藤井義則事務所の公認会計士でありましたが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士として培われた専門知識・経験等を活かし、当社の内部統制強化のための意見をいただけるものと考え、選任しております。また、当社と藤井義則氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
2	—	弁護士として培われた専門知識・経験等を活かし、当社のコンプライアンス体制強化のための意見をいただけるものと考え、選任しております。また、当社と池田千明氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
3	尾崎和正氏は2019年6月まで、当社と取引関係にある株式会社トマト銀行の業務執行者であり、2019年6月から2021年3月まで、同銀行の子会社であるトマジネス株式会社の取締役社長でありましたが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	財務省、金融庁及び金融機関で培われた幅広い見識並びに財務及び会計に相当程度の知見を有しており、当社の監査及び独立した立場からの経営の監督強化に生かしていただけるものと判断し、社外監査等委員に選任しております。また、当社と尾崎和正氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
4	岡本均氏は2013年4月まで、当社と取引関係にある株式会社トマト銀行の業務執行者でありましたが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識により、社外監査等委員としての職務を遂行していただけたと考え、選任しております。また、当社と岡本均氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
5	—	経営者及び学識者として培われた豊富な経験、幅広い見識に基づき、中立的かつ客観的な観点から、当社の経営の健全性確保のための監査をいただけるものと考え、選任しております。また、当社と杉山慎策氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
6	—	長年の研究によって培われた経営・経済に関する専門的な知識・経験等を有しており、監査等委員としての職務を遂行していただけたと考え、選任しております。また、当社と富山栄子氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。